

平成二十九年六月二十七日受領  
答弁第四一五号

内閣衆質一九三第四一五号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特別区域諮問会議の民間議員の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出国家戦略特別区域諮問会議の民間議員の見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の平成二十九年六月十三日に行われた記者会見（以下「本記者会見」という。）は、国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員等が独自に判断して開催した会見であり、「政府の見解」を代弁するものではなく、また、安倍内閣総理大臣が関知していたものでもない。

三から七までについて

国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員は、非常勤の国家公務員であり、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項に規定する守秘義務が課されている。

その上で、同項に規定する「秘密」とは、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいうところ、本記者会見において示された「総理から「獣医学部の新設」を特に推進してほしいとの要請は一切なかった」という事実は、国家戦略特別区域諮問会議等の議事要旨からも明らかであり、当該事実は当該「秘密」に当たらないことから、「非公知の行政運営上のプロセスを流出」させたとの御指摘は

当たらないと考える。